

学校いじめ防止基本方針

令和8年4月

香芝市立香芝東中学校

1 いじめの防止等のための基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や身体に危険を生じさせるおそれがある人権問題であり、決して許されるものではない。

本校では、全ての児童が安心して学校生活を送り、互いに尊重し合う関係を築くことができるよう、「香芝市いじめの防止等のための基本的な方針」（令和7年10月改正）（以下「市の基本方針」という。）に基づき本方針を策定し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に学校全体で取り組むものとする。

いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨とする。

すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるように教職員がいじめ問題に対して共通理解をもち、保護者及び地域との連携を図りながら、組織的かつ継続的な取組を推進する。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、関係者の連携の下、学校の内外を問わず、いじめがなくなるようにすることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

2 いじめの定義及びいじめの該当性の判断

いじめ防止対策推進法

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第2条第1項の規定から明らかとなり、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

このうち、特に重要な要素は、①心理的又は物理的な影響を与える行為であること、②その行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じていることの2点である。

いじめの該当性の判断は、市の基本方針に基づき、いじめ防止対策校内委員会又は学校の管理職が行う。

3 いじめの未然防止

本校では、これまでに、同一集団内において、特定の生徒に対する悪口やからかい、仲間外れ等の行為が見られた事案があった。また、「悪口を言われている気がする」「避けられている気がする」といった、生徒が不安や疎外感を抱く状況も確認されている。

さらに、部活動や学級における人間関係を背景としたトラブルや、SNS上での不適切なやり取りや書き込みに起因する事案も見られる。

これらの事案は、日常的な人間関係の中で人目につきにくい形で生じやすいことから、教職員が小さな変化を見逃さず早期に把握することの重要性を共有するとともに、未然防止に向けた人権教育や情報モラル教育の充実を図る必要がある。

以上のことを踏まえ、いじめの未然防止のため、本校では次に掲げる取組を行う。

(1) 道徳教育及び人権教育の充実

- ・道徳の授業において、いじめの問題や思いやり、相互理解を主題とした指導を計画的に実施する。
- ・人権教育の年間計画に基づき、いじめ防止や差別の解消に向けた学習活動を各学年で実施する。
- ・学級活動や全校集会等を活用し、多様性の尊重や他者理解を深める機会を設ける。

(2) 自他の生命の大切さを学習する機会の充実

- ・保健体育や道徳の授業において、生命の尊重や心身の健康に関する指導を行う。
- ・外部講師による講演会(いのちの教育、ネットモラル等)を実施し、実感を伴った理解を促す。
- ・日常の教育活動において、自他を大切にす言動について具体的に指導する。

(3) すべての児童生徒が自己肯定感や充実感を得られる教育活動の充実

- ・学級経営の充実を図り、安心して過ごせる学級づくりを推進する。
- ・行事や部活動等において、児童生徒一人一人が活躍できる場面を設定する。
- ・日常的な声かけや評価を通して、努力や成長を認め、自己肯定感の向上を図る。

(4) 教職員のいじめ防止等のための取組の深化に向けた研修の実施

- ・校内研修において、いじめの早期発見・早期対応に関する研修を実施する。
- ・事例研究や情報共有を通して、教職員間の共通理解と指導力の向上を図る。
- ・スクールカウンセラーや関係機関と連携し、専門的知見を活用した研修を行う

以上の取組は、年間計画に示すとおり実施する。

【香芝東中学校いじめ防止に係る校内研修 年間計画】

月	研修内容	主な内容	形態・講師
4	・年間方針の共有 ・生徒理解	・いじめ防止基本方針の確認・早期発見の視点(チェックリスト等) ・各学年・担任より気になる生徒、配慮が必要な生徒の情報共有	校内研修 管理職・生徒指導主事 ・学年主任・担任
5	・いじめの初期対応研修	・いじめの定義の再確認・初期対応の流れと報告体制 ・いじめアンケートの実施説明	校内研修 ・生徒指導主事
7	・SNS・ネットトラブル対応	・情報モラル教育の指導法・SNSトラブル事例と対応	外部講師
8	・教育相談研修 ・事例研究①	・生徒理解の方法・面談技法の基礎 ・今年度のアンケート事例や過去事例の検討・対応の改善点の共有	・SC※または外部講師 ・校内研修 グループ協議
9	・事例研究②	・部活動(ビオーレ香芝)・学級での人間関係トラブル事例、未然防止の手立て	校内研修
11	・いじめの早期発見強化	・アンケート活用・日常観察のポイント	校内研修
1	・事例研究③	・当年度のケース検討・対応の振り返り	校内研修
2	年間総括	・成果と課題の整理・次年度への引継ぎ	校内研修

本計画に基づき、教職員のいじめ防止に係る資質向上を図るとともに、早期発見・早期対応の体制強化に努める。

4 いじめの早期発見

いじめの早期発見のため、本校では、次のように対応する。

(1) 生徒理解に基づく日常的な観察の充実

教職員は、学級経営や授業、部活動等の様々な教育活動を通して、生徒一人一人の様子を丁寧に把握するとともに、表情や言動、人間関係の変化等の小さなサインを見逃さないよう努める。また、「悪口を言われている気がする」「避けられている気がする」といった生徒の不安に寄り添い、早期把握に努める。

(2) 相談体制及びアンケート等による実態把握の充実

教職員は、定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの兆候の把握に努めるとともに、生徒が安心して相談できる環境づくりを推進し、日常的に相談しやすい雰囲気の醸成に努める。

(3) 見守り体制の強化と情報共有の徹底

教職員は、部活動、休み時間、登下校時等の教職員の目が届きにくい場面にも留意し、見守り体制の強化を図る。また、気になる情報については速やかに共有し、学年会や職員会議等を通して共通理解を図り、組織的な対応に努める。

(4) 教職員研修及び関係機関との連携の推進

教職員は、校内研修や事例研究を通して、いじめの早期発見・早期対応に関する資質向上に努めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の関係機関と連携し、専門的な視点から生徒理解を深める。また、SNS等に関するトラブルへの対応力の向上を図る。

5 いじめへの対応

教職員は、いじめの被害を受けたこと若しくはいじめを目撃したことの申告をうけた場合又はいじめに該当する疑いのある事象を発見した場合には、市の基本方針に基づき対応する。

6 校内組織

本校は、法第22条の規定に基づき、学校におけるいじめの防止等を実効的に行い、組織的な対応をするための中核的な役割を担ういじめ防止対策校内委員会を置く。構成員は下記のとおりである。

【香芝東中学校いじめ防止対策校内委員会(いじめ・不登校問題検討委員会)】

委員長	校長 福西 範宏
委員	教頭 吉中 和樹
委員	主幹教諭 玉井 良幸
委員	生徒指導主事 折井 拓也
委員	人権教育部長 森本 輝夫
委員	教務主任 中西 一
委員	第1学年主任 松井 利真
委員	第2学年主任 神野 孝裕
委員	第3学年主任 大鷲 勝
委員	養護教諭 土肥 佐和子
委員	教育相談担当教員 平塚 真澄
委員	特別支援教育コーディネーター 山本 美穂
委員	スクールカウンセラー 宮崎 緑

7 保護者及び地域住民等との連携

(1) 日常的な情報共有

担任を中心として、連絡帳、電話、家庭訪問等を通じて、生徒の学校及び家庭における様子について情報共有を図る。特に、「10回の電話より、1回の家庭訪問」の取組みを大切に、日頃からの信頼関係の構築に努める。

(2) いじめ防止対策のための方針の紹介

本校は、市の基本方針、本校の基本方針及びいじめの防止等のための対策について、学校ホームページ、保護者説明会等で紹介して周知することで、本校が講じるいじめの防止等の対策に理解と協力を求める。

(3) いじめの未然防止に向けた取組

生徒の規範意識の育成等に向けて、保護者、地域と連携・協力して取組を進める。

(4) 相談体制の整備

保護者が安心して相談できるよう、本校の相談窓口及び香芝市の相談窓口の周知を図るとともに、スクールカウンセラー等と連携した支援を行う。

8 関係機関との連携

香芝市教育委員会、警察、児童福祉課及び児童相談所（子ども家庭相談センター）、福祉機関とは、市の基本方針に基づいて連携し、いじめ問題への適切な対応を図るとともに、日頃から信頼関係構築のため、情報交換・情報共有に努める。

9 いじめ重大事態の対応

いじめ防止対策推進法

（学校の設置者又はその設置する学校による対応）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）

に对应し、及び当該重大事態と同種の事態の発生を防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

本校において、上記に定義する重大事態が発生した場合には、速やかに教育長及び市長に報告するとともに、市の基本方針に基づき対応する。

10 その他

市の基本方針の改正に応じ、適宜改正する。